

改正

平成25年 3 月22日24世環計第442号

平成26年 3 月25日25世環計第396号

平成27年 3 月20日26世環計第462号

平成28年 3 月28日27世環計第409号

平成29年 3 月 3 日28世環計第540号

平成30年 3 月 5 日29世環計第389号

令和 2 年 3 月30日31世環計第564号

令和 3 年 3 月 5 日 2 世環計第466号

令和 3 年 8 月30日 3 世環計第213号

令和 4 年 3 月 3 日 3 世環計第429号

世田谷区環境マネジメントシステム管理運用要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、区における環境マネジメントシステムの整備、管理及び運用に関する基本的事項並びに区の事業活動における環境配慮及び環境保全に係る取組みを実施するための庁内の体制に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 区の事業活動における環境配慮及び環境保全に係る取組みは、他に特別の定めがあるもののほか、この要綱の定めるところにより実施するものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境マネジメントシステム 区の事業活動を通して環境に及ぼす影響を区が自主的かつ継続的に改善していくための仕組みをいう。

(2) 環境方針 環境マネジメントシステムの運用を通じて取り組む環境配慮及び環境保全に関する基本理念並びに基本方針をいう。

(3) 第三者評価 環境マネジメントシステムの実効性と信頼性についての外部の評価機関による評価を受けることをいう。

(4) 環境影響要素 区の事業活動を通して環境に影響を及ぼす要素をいう。

- (5) 環境事故 重油、軽油、灯油等の流出及び火災発生、毒劇物、危険物の飛散及び流出、特別管理産業廃棄物の流出等の環境に悪影響を与えることをいう。
- (6) 部 世田谷区組織条例（平成2年11月世田谷区条例第45号）第1条に規定する部、世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号。以下「組織規則」という。）第8条第1項に規定する室、組織規則第9条第1項に規定する担当部、総合支所、児童相談所、世田谷保健所、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会事務局及び会計室をいう。
- (7) 部長 組織規則第12条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する室長、同条第3項に規定する担当部長、総合支所長、児童相談所長、世田谷保健所長、教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長、世田谷区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号。以下「教育組織規則」という。）第3条第2項に規定する担当部長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、区議会事務局長及び会計管理者をいう。
- (8) 課 組織規則第11条第1項に規定する課及び担当課、総合支所の課、児童相談所の副所長及び課、世田谷保健所の課、教育組織規則第2条第1項に規定する課、世田谷清掃事務所、玉川清掃事務所、砧清掃事務所、中央図書館、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会、区議会事務局並びに会計課をいう。
- (9) 課長 組織規則第13条第1項に規定する課長、同条第2項に規定する担当課長、総合支所の課長、児童相談所の副所長及び課長、世田谷保健所の課長、教育組織規則第4条第1項に規定する課長、世田谷清掃事務所長、玉川清掃事務所長、砧清掃事務所長、中央図書館長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局次長、区議会事務局次長並びに会計課長をいう。
- (10) 出先職場 組織規則別表第1に規定する出張所、まちづくりセンター、組織規則別表第2に規定する世田谷区土木公園管理事務所、世田谷区立児童館、世田谷区立保育園、世田谷区立学校設置条例（昭和39年3月世田谷区条例第21号）別表に規定する幼稚園、小学校及び中学校、世田谷区立学校給食調理場設置条例（昭和46年3月世田谷区条例第13号）別表に規定する世田谷区立学校給食太子堂調理場、世田谷区立次大夫堀公園及び世田谷区立岡本公園の民家園、世田谷区立郷土資料館、世田谷区立平和資料館条例に規定する世田谷区立平和資料館並びに世田谷区立図書館条例（昭和41年10月世田谷区条例第44号）別表第2に規定する地域図書館をいう。
- (11) 職員 部、課及び出先職場に属する常勤職員、非常勤職員及び臨時職員をいう。

（環境マネジメントシステムの運用範囲）

第3条 環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）は、区長、副区長、教育長及び職員が、区の事業活動に従事するに当たり、全庁、部、課及び出先職場において運用するものと

する。

(役職)

第4条 システムを整備し、管理し、及び運用するため環境管理総括者、環境管理副総括者及び環境管理責任者を、部に環境活動総括者を、課に環境活動責任者、環境マネージャー及び環境サブマネージャーを、出先職場に施設環境マネージャーを置く。

(環境管理総括者)

第5条 環境管理総括者は、区長が務めるものとする。

2 環境管理総括者の職務は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) システムの整備、管理、及び全庁に係る運用を指揮監督すること。
- (2) 環境方針を策定すること。
- (3) システムを整備し、管理し、及び運用するために必要となる人的資源、物的資源及び財政的資源を確保すること。
- (4) システムの見直しを行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、システムの整備、管理、及び全庁に係る運用について特に必要と認めること。

(環境管理副総括者)

第6条 環境管理副総括者は、副区長及び教育長が務めるものとする。

2 環境管理副総括者の職務は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 環境管理総括者の職務を補佐すること。
- (2) 環境監査を実施すること。
- (3) 統括環境監査員、主任環境監査員及び環境監査員を任命すること。
- (4) 環境監査の結果に基づき、必要に応じて環境管理責任者に対し、システムの見直しの検討を指示すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、システムの整備、管理、及び全庁に係る運用について特に必要と認めること。

3 環境政策部に関することを担任する副区長たる環境管理副総括者は、環境管理総括者若しくは環境管理責任者に事故があるとき、又はこれらの者が欠けたときに、その職務を代理するものとする。

(環境管理責任者)

第7条 環境管理責任者は、環境政策部長の職にある者をもって充てる。

- 2 環境管理責任者の職務は、おおむね次に掲げるものとする。
 - (1) システムの運用状況等を環境管理総括者に報告すること。
 - (2) システムの見直しに必要な情報を環境管理総括者に提示すること。
 - (3) 環境目的及び環境目標において考慮すべき環境影響要素を特定すること。
 - (4) 環境方針の基本理念及び基本方針を具体化する全庁における環境目的及び環境目標を設定し、必要に応じて改定すること。
 - (5) 全庁における行動計画を策定し、必要に応じて改定すること。
 - (6) 前号の行動計画に基づき環境配慮及び環境保全に係る取組みを実施すること。
 - (7) 必要に応じて前号の取組みに係る具体的な運用方法を明記した手順書を作成すること。
ただし、手順書に相当する業務上の作業指針等が既にある場合は、当該作業指針等をもって手順書に代えることができるものとする。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、システムを整備し、管理し、及び運用するために特に必要と認めること。
- 3 環境管理責任者は、システムに関して重要な調整を行うときは、あらかじめ世田谷区気候危機対策会議設置要綱（令和3年9月1日3世環計第180号）第1条第1項の世田谷区気候危機対策会議（以下「対策会議」という。）に諮るものとする。
- 4 環境管理責任者は、第2項第4号の環境目的及び環境目標又は同項第5号の行動計画を改定するときは、当該環境目的及び環境目標の達成状況、事業活動の推進状況、環境監査における指摘事項等を斟酌するものとする。

（環境活動総括者）

第8条 環境活動総括者は、部長の職にある者をもって充てる。

- 2 環境活動総括者の職務は、おおむね次に掲げるものとする。
 - (1) 対策会議に諮られたシステムに関する重要な調整について審議すること。
 - (2) 環境活動責任者に対し、部内各課のシステムの適切な運用について指示を行うこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、システムの部内各課における適切な運用について特に必要と認めること。

（環境活動責任者）

第9条 環境活動責任者は、課長の職にある者をもって充てる。

- 2 環境活動責任者の職務は、おおむね次に掲げるものとする。
 - (1) 課（出先職場を含む。この項及び第17条から第19条までにおいて同じ。）における環境影

響調査を実施すること。

- (2) 課における環境目的及び環境目標を設定し、必要に応じて改定すること。
- (3) 課における行動計画を策定し、必要に応じて改定すること。
- (4) 前号の行動計画に基づき環境配慮及び環境保全に係る取組みを実施すること。
- (5) 必要に応じて前号の取組みに係る具体的な運用方法を明記した手順書を作成すること。
ただし、手順書に相当する業務上の作業指針等が既にある場合は、当該作業指針等をもって手順書に代えることができるものとする。
- (6) 課における事業活動に伴い環境事故が発生する可能性を調査すること。
- (7) 第2号の環境目的及び環境目標の達成状況並びに第3号の行動計画の実施状況を点検すること。
- (8) 環境配慮及び環境保全に関する法令（以下「環境関連法令」という。）を調査し、課における環境関連法令の遵守状況を確認すること。
- (9) 環境マネージャー、環境サブマネージャー、施設環境マネージャー及び施設環境サブマネージャーに対し、前各号に掲げる職務を行うに当たり必要な事項を指示すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、システムの課における適切な運用について特に必要と認めること。

（環境マネージャー及び環境サブマネージャー）

第10条 環境マネージャーは、各課の庶務担当係長等をもって充てる。

- 2 環境マネージャーの職務は、環境活動責任者の職務を補佐することとする。
- 3 環境サブマネージャーは、各課に属する職員のうち環境活動責任者が指定する者をもって充てる。
- 4 前項の規定は、環境活動責任者が複数の職員を指定することを妨げない。
- 5 環境サブマネージャーの職務は、環境活動責任者及び環境マネージャーの職務を補佐することとする。

（施設環境マネージャー及び施設環境サブマネージャー）

第11条 施設環境マネージャーは、出先職場の長（世田谷区立次大夫堀公園及び世田谷区立岡本公園の民家園にあつては、教育委員会事務局生涯学習・地域学校連携課民家園係長）をもって充てる。

- 2 施設環境マネージャーの職務は、環境活動責任者の職務を補佐することとする。
- 3 環境活動責任者（世田谷区立学校設置条例別表に規定する幼稚園、小学校及び中学校において

は、施設環境マネージャー。次項において同じ。)は、施設環境マネージャーの職務を補佐させるため、必要に応じて施設環境サブマネージャーを置き、出先職場に属する職員のうち指定する者をこれに充てることができる。

4 前項の規定は、環境活動責任者が複数の職員を指定することを妨げない。

(職員の責務)

第12条 職員の責務は、次のとおりとする。

- (1) 環境方針に基づき事業活動における環境配慮及び環境保全に関する取組みの実践に努めること。
- (2) 環境管理責任者が実施する環境研修等への参加及び環境学習に努めること。
- (3) 環境管理副総括者が実施する環境監査において自己点検を実施すること。

(環境マネジメントシステム事務局)

第13条 システムの整備、管理及び運用の円滑化を図るため、環境マネジメントシステム事務局を置く。

2 環境マネジメントシステム事務局に長を置き、環境政策部環境・エネルギー施策推進課長の職にある者をこれに充てる。

3 前項の長(以下「事務局長」という。)の職務は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 環境管理責任者及び統括環境監査員の職務を補佐すること。
- (2) システムの整備、管理及び運用の円滑化を図るために必要な事務を行うこと。

4 環境マネジメントシステム事務局の庶務は、環境政策部環境・エネルギー施策推進課において処理する。

(環境方針の策定)

第14条 環境管理総括者は、次に掲げる要件を満たすように環境方針を策定し、必要に応じ見直しを行うものとする。

- (1) 区の事業活動の性質及び規模にふさわしい環境配慮及び環境保全に係る取組みを継続的に実施する意思を表明するものであること。
- (2) 環境関連法令を遵守する意思を表明するものであること。
- (3) 環境目的及び環境目標を設定するものであること。
- (4) 前号の環境目的及び環境目標の見直しの枠組みを定めるものであること。
- (5) 環境配慮及び環境保全に係る取組みの成果等を公表することを定めるものであること。
- (6) 全職員に周知することを表明するものであること。

2 環境方針は、区のホームページの掲載等区民が常に関覧することができる方法により公表するものとする。

3 環境方針は、イントラネット・ホームページへの掲載等容易に関覧することができる方法により職員に周知するものとする。

(環境目的及び環境目標の設定等)

第15条 環境活動責任者は、次に掲げる事項を考慮して環境目的及び環境目標を設定するものとする。環境目的及び環境目標を改定するときも同様とする。

(1) 環境方針

(2) 第7条第2項第3号の規定により特定された環境影響要素

(3) 環境影響調査の結果

(4) 前年度までの環境配慮及び環境保全に関連する計画の進捗状況

(5) 課又は出先職場の事業活動及び環境に関連する計画

(6) 環境に関する区民等の要望

(7) 前各号に掲げるもののほか、環境管理責任者又は環境活動責任者が特に必要と認める事項

2 環境活動責任者は、環境目的及び環境目標を設定し、又は改定したときは、速やかに環境管理責任者に報告しなければならない。

(行動計画の策定)

第16条 環境活動責任者は、課又は出先職場における環境目的及び環境目標を達成するための手段、行程を明らかにして、課又は出先職場における行動計画を策定するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(環境事故に対する措置の手順)

第17条 環境活動責任者は、毎年、課における事業活動に伴い環境事故が発生する可能性を調査しなければならない。

2 環境活動責任者は、前項の規定による調査の結果、課における事業活動に伴い環境事故が発生する可能性があるとは判断したときは、当該環境事故が環境に及ぼす影響を最小限に留めるためにとるべき措置の手順を定め、必要に応じて当該手順を改定しなければならない。

3 環境活動責任者は、前項の措置を講じるための訓練を同項の手順に則して定期的実施するものとする。

(環境事故等に対する措置)

第18条 環境活動責任者は、課における事業活動に伴い環境事故が発生したときは、直ちに必要な

措置を講じなければならない。

- 2 環境活動責任者は、前項の措置を講じたときは当該措置の状況を記録し、速やかに環境活動総括者の確認を受け、環境管理責任者に報告をしなければならない。
- 3 環境活動総括者は、前項の場合において、環境活動責任者が講じた措置が適切であったか否かを検証し、必要に応じて前条第2項の手順の改定を指示するものとする。
- 4 環境管理責任者は、環境活動責任者が第1項の措置を講じ、又は第2項の報告をした場合において、必要があると認めるときは、部長会又は対策会議において報告をするものとする。

(点検等)

第19条 環境活動責任者は、定期的に課における環境目的及び課の環境目標の達成状況並びに課における行動計画の実施状況を点検し、その結果を環境管理責任者に報告するとともに、当該点検の結果を踏まえ、毎年、課における行動計画について見直しを行うものとする。

- 2 環境活動責任者は、毎年、環境関連法令を調査し、課における環境関連法令の遵守状況を点検し、その結果を環境管理責任者に報告するものとする。
- 3 環境管理責任者は前2項の規定による報告を受け、システムの整備、管理若しくは運用に関して是正すべき事項があると判断したとき又は是正すべき事項が発生すると予想したときは、適切な是正措置又は予防措置を講じ、当該措置の状況を記録し、及びその効果を検証しなければならない。

(環境監査)

第20条 環境管理副総括者は、システムが適切に運用されているか否かを判定するとともに、システムが有効に機能しているかを検証するため、毎年、環境監査を実施し、その結果を環境管理総括者に報告しなければならない。

- 2 環境管理副総括者は、環境監査の結果に基づき、必要に応じて環境管理責任者に対し、システムの見直しの検討を指示するものとする。
- 3 環境監査の実施方法は、事務局長が別に定める。

(統括環境監査員)

第21条 環境監査を円滑に実施するため統括環境監査員を置く。

- 2 統括環境監査員は、次条に規定する主任環境監査委員のうちから環境管理副総括者が任命する。
- 3 統括環境監査員の職務は、環境監査の実施に係る事務を統括することとする。
- 4 前条第1項の規定にかかわらず、統括環境監査員は、環境管理副総括者の指示を得て臨時に環境監査を実施することができる。

(主任環境監査員及び環境監査員)

第22条 環境監査を円滑に実施するため、主任環境監査員及び環境監査員を置く。

- 2 主任環境監査員及び環境監査員は、環境管理副総括者が任命する。
- 3 主任環境監査員及び環境監査員は、環境監査員養成研修の受講等により、環境監査にあたって必要な技法の習得に努めるものとする。
- 4 主任環境監査員及び環境監査員の職務は、環境監査の実施に係る事務に従事することとする。
- 5 主任環境監査員及び環境監査員は、前項の職務を遂行するにあたっては、統括環境監査員の指示に従わなければならない。

(第三者評価)

第23条 区は、3年に一度、及び環境管理責任者が必要と認めるときに、第三者評価を受けるものとする。

- 2 第三者評価の方法は、事務局長が別に定める。

(システムの見直し)

第24条 環境管理総括者によるシステムの見直しは、毎年これを行うものとし、その状況を適宜、記録し、当該見直しに関し必要な事項を環境管理責任者に指示するものとする。

- 2 環境管理責任者は、次に掲げる情報のうち前項の見直しを行うために必要な情報を環境管理総括者に提供するものとする。
 - (1) 全庁における環境目的及び環境目標の達成状況
 - (2) 全庁における環境配慮及び環境保全に係る取組み状況及びその成果
 - (3) 全庁における環境関連法令の遵守状況
 - (4) 第19条第3項の規定により講じた措置の状況及びその効果
 - (5) 第20条第2項の規定による指示の内容
 - (6) システムの見直し結果に対する取組みの状況
 - (7) 第三者評価の結果
 - (8) 環境に関する社会的動向の検証結果
 - (9) 区民等からの環境に関する苦情、提案、意見等
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、システムの見直しを行うために必要と認められる情報

(研修、説明会等)

第25条 環境管理責任者は、職員に次の事項を認識させるため、研修、説明会等を実施するものとする。

- (1) 環境方針並びに環境配慮及び環境保全に係る取組みの具体的な運用方法を明記した手順書に則してシステムを運用することの重要性
- (2) 前号の手順書を逸脱してシステムを運用した場合に予想される事態
- (3) 課又は出先職場の環境影響要素
- (4) 課又は出先職場における事業活動を通して環境に及ぼす影響
- (5) 課又は出先職場の事業活動を改善することにより得られる環境上の利点
- (6) 課又は出先職場においてシステムを適切に運用するために果たすべき役割及び責任
(周知及び連絡調整)

第26条 環境管理責任者及び事務局長は、システムを円滑に運用するため、部長会又は対策会議等を活用して庁内の連絡調整に努めるものとする。

2 環境活動総括者は、システムを円滑に運用するため、部内の連絡調整に努め、環境活動責任者は、システムを円滑に運用するため、課内の連絡調整に努めるものとする。

3 環境活動責任者は、指定管理者その他の区の事業活動に関わる者にシステムに関して周知すべき必要な事項を周知しなければならない。

(公表)

第27条 環境管理責任者は、システムの整備、管理及び運用の状況等を区のホームページへの掲載等区民が常に関連することができる方法により公表するものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、環境管理責任者が定めるものとする。

3 環境管理責任者は、第1項の規定により公表した事項を常に最新の状態に保つよう努めるものとする。

(区民等の意見の取扱い)

第28条 区民等から環境に関する苦情、提案、意見等が寄せられた場合は、区民の声取扱要領（平成8年4月1日世広発第63号）に基づき取り扱うものとする。

(要綱等の制定改廃)

第29条 環境管理責任者は、毎年、この要綱並びにこの要綱に基づき制定された要領等及び制定すべき要領等の制定改廃の必要性について検討するものとする。

(事案決定等)

第30条 システムに関する事案の決定については、世田谷区事案決定手続規程（昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号）の例により処理するものとし、システムに関する文書等の取扱い及び管理については、世田谷区公文書管理規則（令和2年3月世田谷区規則第28号）の例により処理するも

のとする。

(委任)

第31条 この要綱の施行について必要な事項は、環境管理責任者が別に定める。システムの運用に関する必要な事項も同様とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 世田谷区環境マネジメントシステム整備要綱（平成17年8月29日17世環計第74号）、世田谷区環境マネジメントシステム運営要綱（平成17年8月30日17世環計第89号）及び環境行動推進員設置要綱（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（平成25年3月22日24世環計第442号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日25世環計第396号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日26世環計第462号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日27世環計第409号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月3日28世環計第540号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月5日29世環計第389号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日31世環計第564号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月5日2世環計第466号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月30日3世環計第213号）

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月3日3世環計第429号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。